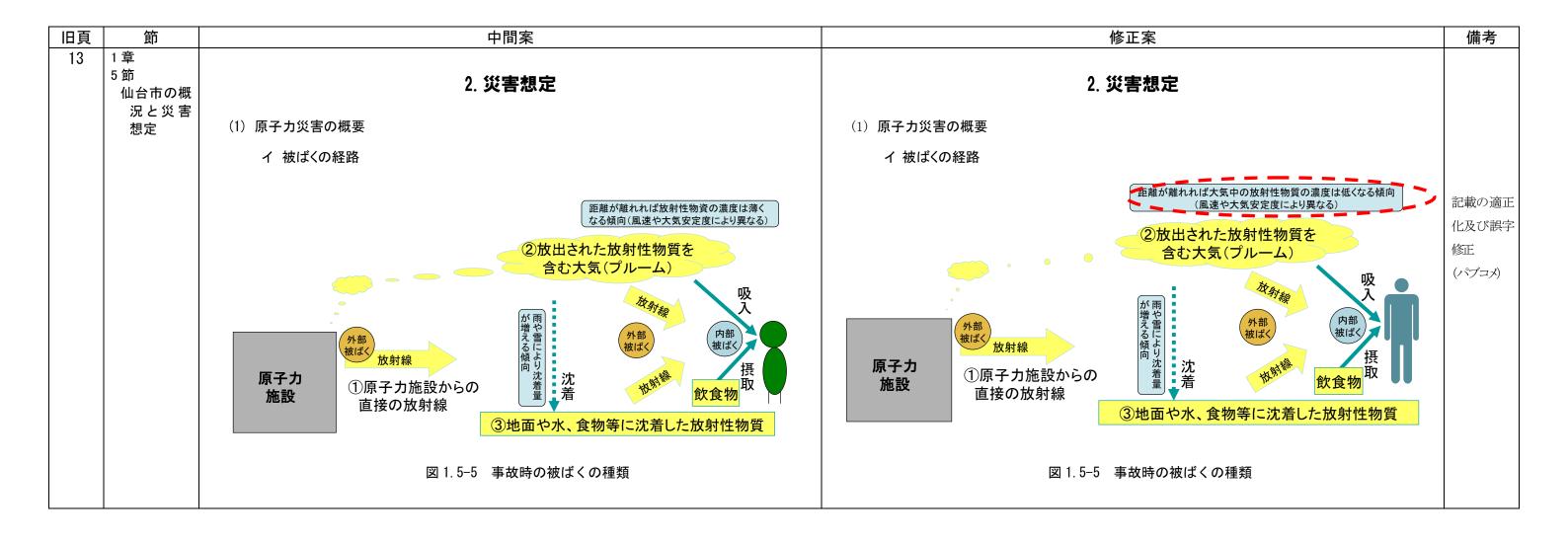
仙台市地域防災計画(中間案)からの修正事項 新旧対照表【原子力災害対策編】

旧頁節	中間案	修正案	備考
6 1章 4節 計画の構成	第2章 9つの施策パッケージ	第2章 9つの施策パッケージ	
	 第1節 情報収集と連絡体制 ●環境モニタリング結果などの情報収集など、市として集めるべき情報収集の内容 ●市の連絡体制や職員の動員体制 第3節 環境モニタリング ●平常時と緊急時における環境モニタリ 第2節 市からの情報発信 ●市から、市民等や報道機関等関係機関への情報伝達体制、伝達する情報項目等 第4節 退避・避難・避難受入れ ●市民等の退避・避難と、他自治体から 	 第 1 節 情報収集と連絡体制 ●市と関係機関相互の連携体制の確保 	図中の文言 の適正化
	少グの体制と運用 第5節 被ばく対策 ●安定ヨウ素剤配布,スクリーニングやその結果に基づく被ばく対策,被ばく医療等 第6節 飲食物の安全確保 第7節 除染 ●飲食物の出荷制限,摂取制限 ●除染の方法や実施体制	本制と運用 ●モニタリングポストによる自動計測	
	第8節 資材調達・備蓄・ロジスティクス ●防護対策に直接関わる資機材や,後 方支援に係る活動 第9節 知識普及・啓発,防災訓練 ●市民等への知識普及,対応職員等の 育成や訓練 図 1. 4-1 原子力災害対策の構成	 第8節 資材調達・備蓄・ロジスティクス ●環境モニタリング設備・機器,屋内退避長期化に備えた生活必需品,安定ヨウ素剤,身体スクリーニング等資機材等の調達,配備 ●資機材・人材輸送体制の整備 第9節 知識普及・啓発,防災訓練 ●市民等への知識普及 ●原子力災害対策要員の育成や訓練 	
		図 1.4-1 原子力災害対策の構成	

1



旧頁節	中間案	修正案	備考
旧頁 節 1章 5節 仙台市の概 況と 想定		(4) 緊急事態における判断基準 緊急事態の初期対応段階では、迅速な意志決定ができるよう、緊急事態の区分等を以下の 判断基準に基づき決定する。 イ 緊急時活動レベル(EAL: Emergency Action Level) 国の指針では、原子力施設の状態に基づく緊急事態区分として、警戒事態、施設敷地緊急 事態、全面緊急事態の3つの区分が示されている。EALは、事故発生後に災害対策活動体制 を確立し、初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するため、 原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、 外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき、緊急事態区分を判断する基準となるもの であり、各原子力施設の固有の特性に応じて設定される。 麦1.5-9 緊急事態区分の概要 緊急事態区分 概要 その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが切迫した 状況ではないが、原子力施設に異常事象が発生した又はそのおそれ があるため、情報収集や、災害時要援護者の避難の実施により時間を 要する防護措置の準備を開始する必要がある段階。 施設敷地緊急事態 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性の	
		ある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた主な 防護措置の準備を開始する必要がある段階。 原子力災害対策特別措置法第 10 条の特定事象に対応。 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が 高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを 低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。 原子力災害対策特別措置法第 15 条の原子力緊急事態に対応。 事故等の発生時の原子力施設の状態 緊急事態区分の判断 (警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態) 図 1.5-6 緊急事態区分と緊急時活動レベル(EAL)	を適正化。

旧頁	節	中間案	修正案	備考
16	1章 6節 各主体の役 割と 大綱	各災害対策は、市民等や行政、関係機関等がそれぞれの役割や責務を果たすことでお互いに補い合い、連携・協働して効果的に推進することができる。各主体はそれぞれが重要な役割を担っている。自らの役割を自覚するとともに他の主体の役割も理解し、災害時だけでなく平時においてもしっかり備えておくことが必要である。 仙台市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、防災の第一義的責任を有する地方公共団体として行政区域並びに市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定(地方)公共機関及び公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。また、原災法第5条又は関係法令の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第5条第1項の責務を遂行する。	各災害対策は、市民等や行政、関係機関等がそれぞれの役割や責務を果たすことでお互いに補い合い、連携・協働して効果的に推進することができる。各主体はそれぞれが重要な役割を担っている。自らの役割を自覚するとともに他の主体の役割も理解し、災害時だけでなく平時においてもしっかり備えておくことが必要である。 仙台市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、防災の第一義的責任を有する地方公共団体として行政区域並びに市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定(地方)公共機関及び公共的団体、原子力事業者等の協力を得て防災活動を実施する。 また、原災法第5条又は関係法令の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第5条第1項の責務を遂行する。	記述の適正 化 (パブコメ)

旧頁	節	中間案	修正案	
	1章 6節 各主体の役 割と業務 大綱	1. 仙台市及び宮城県	1. 仙台市及び宮城県	
		1 通信体制の整備・強化に関すること 2 防災対策資料の整備に関すること 3 防護資機材の整備に関すること 4 環境モニタリング設備・機器類の整備に関すること 5 緊急時医療設備等の整備に関すること 6 防災業務関係者に対する教育に関すること 7 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること 8 原子力防災訓練の実施に関すること 9 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること 10 警戒本部の設置・運営に関すること 11 宮城県災害対策本部の設置・運営に関すること 12 原子力災害合同対策協議会の運営への協力に関すること 12 原子力災害合同対策協議会の運営への協力に関すること 13 自衛隊の派遣要請に関すること 14 住民等に対する広報及び指示に関すること 15 緊急時モニタリングに関すること 16 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関すること 17 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること 18 緊急軸医療措置に関すること 19 放射性汚染物の除去及び除染に関すること 20 各種制限措置の解除に関すること 21 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること 22 関係市町の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること	1 通信体制の整備・強化に関すること 2 防災対策資料の整備に関すること 3 防護資機材の整備に関すること 4 環境モニタリング設備・機器類の整備に関すること 5 被ばく医療設備等の整備に関すること 6 防災業務関係者に対する教育に関すること 7 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること 8 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること 9 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること 11 宮城県災害対策本部の設置・運営に関すること 11 宮城県災害対策本部の設置・運営に関すること 11 宮城県災害対策本部の設置・運営に関すること 12 原子力災害會同対策協議会の運営への協力に関すること 13 自衛隊の派遣要請に関すること 14 住民等に対する広報及び指示に関すること 15 緊急時モニタリングに関すること 16 住民等の退避,避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関すること 17 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること 18 被ぼく医療措置に関すること 19 放射性汚染物の除去及び除染に関すること 20 各種制限措置の解除に関すること 21 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること 22 関係市町の原子力防災対策に対する指示,指導及び助言に関すること	記載の適正化

旧頁	節	中間案	中間案 修正案	
18 19	1章 6節 各主体の役	4. 指定公共機関	4. 指定公共機関	
	割と業務 大綱	東日本旅客鉄道 ㈱ 仙 台 支 社 1 救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること	東日本旅客鉄道 ㈱ 仙 台 支 社 1 救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること	
		日本貨物鉄道 (株) 東北支社 1 災害時における救援物資輸送確保に関すること	日本貨物鉄道 (株) 東北支社 1 災害時における救援物資輸送確保に関すること	
		1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること 2 電気通信システムの信頼性向上に関すること 3 災害時に重要通信を疎通させるため <u>の通</u> 信手段を確保に関すること ま日本電信電話㈱(宮城支店) 4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携に関すること	1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること 2 電気通信システムの信頼性向上に関すること 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和,及 び通信手段の確保に関すること 4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及 び防災関係機関との連携に関すること	記載の適正化
			エヌ・ティ・ティ・コミュニケー 1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること コミュニケー 2 電気通信システムの信頼性向上に関すること ションズ(株) 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保に関する (株) N T T ドコモ (東北支社) 4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること	社号変更を
		ションズ(株) 2 電気通信システムの信頼性同上に関すること 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保に関する	K D I (株) 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及(東北総支社) び防災関係機関との連携に関すること	反映
		ティ・ドコモ (東北支社) 4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること K D D I (株) (東北総支社) 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携に関すること	1 医療救護に関すること 日本赤十字社 (宮城県支部) 1 医療救護に関すること 2 救援物資の備蓄及び配分に関すること 3 災害時の血液製剤の供給に関すること 4 義援金の受付及び配分に関すること	
		1 医療救護に関すること 2 救援物資の備蓄及び配分に関すること 3 ※実味のかば割割の無効に関すること	5 その他災害救護に必要な業務に関すること 日本銀行仙台支店 1 災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関する対策	指定公共機
		3 災害時の血液製剤の供給に関すること 4 義援金の受付及び配分に関すること 5 その他災害救護に必要な業務に関すること	日本放送協会 (仙台放送局) 1 災害情報等の放送に関すること	紫 心追加
		日本放送協会 (仙台放送局) 1 災害情報等の放送に関すること	東日本高速道路㈱ (仙台管理事務所) 1 高速道路等の交通確保に関すること	
		東日本高速道路㈱ (仙台管理事務所) 1 高速道路等の交通確保に関すること	1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関すること	
		1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関すること 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関すること 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報に関すること	独立行政法人 国立病院機構 (本部北海道東北 ブロック事務所) 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班 の派遣及び輸送手段の確保の支援に関すること 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通 報に関すること 4 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画 、災害復旧計画等の支援に関すること	
		4 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画 、災害復旧計画等の支援に関すること		

旧頁	節	中間案	修正案	備考
48	2章 3節 環境モニタ リング	2. 事故発生後の対応	2. 事故発生後の対応	
		(1) 緊急時モニタリングの実施	(1) 緊急時モニタリングの実施	
		イ 空間放射線監視強化体制の発令(全面緊急事態の発生段階)	イ 空間放射線監視強化体制の発令(全面緊急事態の発生段階)	
		市は,東北電力から全面緊急事態に相当する事象の発生について通報連絡を受けた場合,	市は、東北電力から全面緊急事態に相当する事象の発生について通報連絡を受けた場合、	
		又はその他の方法により情報を入手した場合、あるいは環境モニタリング結果より判断した	又はその他の方法により情報を入手した場合、あるいは環境モニタリング結果より判断した	
		場合、モニタリング実施要領に基づき、空間放射線監視強化体制を発令する(災害対策本部	場合、モニタリング実施要領に基づき、空間放射線監視強化体制を発令する(災害対策本部	
		長)。	長)。	
		空間放射線監視強化体制では、事故状況や気象等に関する情報をもとに緊急時モニタリン	空間放射線監視強化体制では、事故状況や気象等に関する情報をもとに緊急時モニタリン	
		グ実施計画を作成するとともに、本市域へのプルームの到達を幅広く検知するため、モニタ	グ実施計画を作成するとともに、本市域へのプルームの到達を幅広く検知するため、モニタ	
		リングポスト等の監視強化に加え、空間放射線量の随時計測を市内各所で実施するものとす	リングポスト等の監視強化に加え、空間放射線量の随時計測を市内各所で実施するものとす	
		る。なお、全面緊急事態の発生後、放射性物質の大量放出に至り、本市域をプルームが通過	る。なお、全面緊急事態の発生後、放射性物質の大量放出に至り、本市域をプルームが通過	記述の適正
		<u>している状況下に</u> あると判断される場合には、空間放射線量の随時計測を停止し、計測に従	<u>するおそれが</u> あると判断される場合には、空間放射線量の随時計測を停止し、計測に従事す	
		事する職員等の安全を確保するものとする。	る職員等の安全を確保するものとする。	16
		緊急時モニタリング開始の指示が発令された場合,又は原子力施設に関わる全ての緊急事	緊急時モニタリング開始の指示が発令された場合、又は原子力施設に関わる全ての緊急事	
		態が解除された場合に、この体制を解除する。	態が解除された場合に、この体制を解除する。	

旧頁	節		中間案		修正案	備考
68	2章 8節 資材調達・ 備蓄・ロジス		1. 資機材の配備		1. 資機材の配備	
	ティクス	(4) 身体のスクリーニング及び簡易	除染用資機材の配備	(4) 身体のスクリーニング及び簡易除染用資機材の配備 表 2.8-2 身体のスクリーニング及び簡易除染用資機材		
		表 2.8-2 身体の	スクリーニング及び簡易除染用資機材			
		活用場面	資機材の例	活用場面	資機材の例	
		スクリーニング (救護所等)		スクリーニング (救護所等)		
		スクリーニング測定	GMサーベイメータ <u>ー,</u> 食品包装用ラップフィ ルム,スクリーニング測定記録票	スクリーニング測定	GMサーベイメーター <u>等</u> , 食品包装用ラップフィルム, スクリーニング測定記録票	記載の適正
		測定検査員着用	マスク,使い捨てキャップ,ポリエチレン手袋, 白衣・作業衣,靴下,靴,積算線量計	測定検査員着用	マスク,使い捨てキャップ,ポリエチレン手袋, 白衣・作業衣,靴下,靴,積算線量計	化
		簡易除染 (救護所等)		簡易除染 (救護所等)		
		備品	脱衣所の床に貼るビニールシート,大小ビニー ル袋,ポリバケツ,筆記具	備品	脱衣所の床に貼るビニールシート,大小ビニー ル袋,ポリバケツ,筆記具	
		除染要員着用	使い捨てキャップ,マスク,綿手袋,ゴム手袋, 白衣,長靴,ポケット線量計	除染要員着用	使い捨てキャップ,マスク,綿手袋,ゴム手袋, 白衣,長靴,ポケット線量計	
		除染対象者用	着替え、バスタオル、	除染対象者用	着替え、バスタオル、	
		除染措置用	ガーゼ,ウェットティッシュ,生理食塩水,受水器,綿棒,中性洗剤,スポンジ	除染措置用	ガーゼ,ウェットティッシュ,生理食塩水,受水器,綿棒,中性洗剤,スポンジ	
		創傷部位の措置用	滅菌生理食塩水、ガーゼ	創傷部位の措置用	滅菌生理食塩水、ガーゼ	
		再スクリーニング	GMサーベイメータ <u>ー,</u> 食品包装用ラップフィ ルム,スクリーニング測定記録票	再スクリーニング	GMサーベイメーター <u>等</u> , 食品包装用ラップフィルム, スクリーニング測定記録票	記載の適正
						化

